別　表

名称及び主たる事務所の所在地	命　令　の　要　旨
沖縄県特殊塩生産事業協同組合 沖縄県那覇市小禄一丁目４番23号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に財務大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年５月30日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

1　処分をした年月日　平成28年５月16日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トーエネック　久米　雄二　愛知県名古屋市中区栄一丁目20番31号　国土交通大臣許可（般・特―24）第1574号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における電気工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成28年５月31日から平成28年６月６日までの７日間

4　処分の原因となった事実　株式会社トーエネックは、三重県及び三重県企業庁が発注する電気工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第１項第６号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第１２７号

長野県松本市丸の内１番１号
申立人　松本信用金庫
代表者代表理事　田中　鈴生
本籍長野県松本市北深志１丁目144番地、最後の住所長野県松本市並柳３丁目10番28号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日平成27年３月15日、出生の場所東京府東京市向島区、出生年月日昭和14年３月17日、職業会社経営者
被相続人　亡　窪谷　勝次
事務所長野県松本市丸の内８番３号丸の内ビル竹内永浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹内　永浩
長野家庭裁判所松本支部

平成２８年（家）第７０２２３号

大阪市北区中之島１丁目３番20号
申立人　大阪市長　吉村　洋文
本籍大阪府大阪市中央区北浜東35番地、最後の住所大阪市旭区太子橋３丁目２番６―204号、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日平成25年３月20日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和11年２月22日、職業不詳
被相続人　亡　三浦　**歡**濟
事務所大阪市北区天神橋２―５―25　若杉グランドビル本館６階
相続財産管理人　弁護士　外山　将平
大阪家庭裁判所

平成２８年（家）第４０７５号

愛知県名古屋市緑区鳴海町姥子山22―１
アーバンラフレ鳴海８―306
申立人　藤井　　茂
本籍福井県南条郡南越前町河野第19号13番地、最後の住所大阪府富田林市常盤町10番24号、死亡の場所大阪府富田林市、死亡年月日平成28年２月４日、出生の場所福井県南条郡河野村、出生年月日昭和27年８月６日、職業自営業
被相続人　亡　藤井　眞澄
事務所大阪府堺市堺区中瓦町１丁１―21堺東八幸ビル５階
相続財産管理人　弁護士　西村　陽子
大阪家庭裁判所堺支部

平成２８年（家）第３２０号

神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市
本籍神戸市兵庫区小松通２丁目４番地、最後の住所神戸市兵庫区小松通４丁目２番２号、死亡の場所神戸市兵庫区、死亡年月日平成17年４月12日頃、出生の場所東京市下谷区金杉下町65番地、出生年月日昭和５年２月８日、職業不詳
被相続人　亡　田中　　勇
事務所神戸市中央区中町通２―３―２三共神戸ツインビル10階兵庫法律センター法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丹治　典彦
神戸家庭裁判所

平成２８年（家）第３７１号

兵庫県たつの市龍野町堂本38番地30
申立人　熊渕　秀夫
本籍神戸市中央区栄町通２丁目７番地、最後の住所神戸市兵庫区御崎町２丁目16番25―435号、死亡の場所神戸市兵庫区、死亡年月日平成24年２月２日、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和28年３月７日、職業不詳
被相続人　亡　大森　一夫
事務所神戸市中央区多聞通３丁目３―７　コウベセンタービル401号　奥野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥野　　崇
神戸家庭裁判所

平成２８年（家）第１６５号

奈良県高市郡高取町大字藤井506番地１
申立人　前川　弓子
本籍大阪府富田林市大字甲田537番地、最後の住所奈良県五條市新町１丁目７番32号、死亡の場所奈良県大和郡山市、死亡年月日平成26年６月25日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和22年６月24日、職業無職
被相続人　亡　塚由　忠司
事務所奈良市高天町19―１奈良今西ビル４階古都の風法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中谷　祥子
奈良家庭裁判所

平成２８年（家）第１８０号

奈良市三条町606―76
申立人　藤和奈良ハイタウン管理組合
本籍奈良県奈良市三条町606番地76、最後の住所奈良市三条町606番地の76奈良ハイタウン３―903号、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日推定平成25年11月から平成26年３月、出生の場所香川県丸亀市、出生年月日昭和22年３月１日、職業不詳
被相続人　亡　和田　譲二
事務所奈良市角振町39番地の１山田ビル１階ならまち法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮坂　光行
奈良家庭裁判所

平成２８年（家）第９４号

愛媛県松山市南堀端町１番地
申立人　株式会社伊予銀行
本籍愛媛県松山市太山寺町1591番地１、最後の住所愛媛県松山市太山寺町1591番地第１、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日平成27年６月29日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和32年11月１日、職業自営業
被相続人　亡　井上　　毅
事務所愛媛県松山市南堀端町５番地１
相続財産管理人　司法書士　浦田　明宏
松山家庭裁判所